

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方

平成28年改正児童福祉法理念の実現に向け、社会的養育を充実する

- ＜児童福祉法理念＞
- 子どもの権利の保障
- 家庭養育優先原則の徹底

2 当事者である子どもの権利擁護

【現状】

- ・里親等委託や施設入所措置時に、権利ノートを配布
- ・施設ごとの意見箱

【今後の取組】

- ・権利ノートや施設ごとの意見箱を活用する。今後、権利ノートの改定や効果的な活用方法を検討する。また、権利ノートの子どもの趣旨説明の徹底を図る
- ・子どもの意見を受け付ける体制のあり方や、意見を処理する手続き、仕組みを検討する
- ・アンケート調査等、当事者である子どもの意見を酌み取り、施策に反映する方策を検討する

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等

【現状】

- ①市町村の相談支援体制の整備
 - ・子育て世代包括支援センター 12市町村で設置
- ②民間団体等との協力体制の構築
 - ・高岡児相の一部業務を委託

【今後の取組】

- ①市町村の相談支援体制の整備
 - ・子育て世代包括支援センター及び市町村子ども家庭総合支援拠点の全市町村での設置を促進する
 - ・研修の開催や適切な助言等により、市町村の人材育成を支援し、市町村の専門性の向上を図る
 - ・児童相談所に市町村支援担当児童福祉司の設置を検討する
 - ・児童相談所と市町村の情報共有のあり方を検討する
 - ・母子生活支援施設や市町村支援メニュー(ショートステイ、トワイライトステイ事業等)に対し、必要な支援を行う
 - ・特定妊婦への支援、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等、母子保健関係施策の適切な実施を図る
- ②民間団体等との協力体制の構築
 - ・児童養護施設が多機能化・機能転換を含め、児童相談所や市町村の役割を補強できるような民間団体の育成・支援に取り組む

目標指標

子ども家庭総合支援拠点設置市町村数 [R1]2⇒[R6]15(全市町村)

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

【現状】

- ・代替養育を必要とする子ども数(H30末)130人
- ・年々、減少傾向にある

【今後の予想】

- ・人口減少、少子化の影響で、今後も減少傾向と予想されるが、近年の新規措置数が横ばいである等から、平成30年度末実績の130人で推移するものとする

5 里親等への委託の推進

【現状】

- ①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
 - ・乳児院(日赤富山県支部)へ里親支援機関連業務を委託
- ②里親やファミリーホームへの委託子ども数等
 - ・里親等委託率(H30末) 18.5%
 - ・3歳未満 30.8%、3歳〜就学前4.3%、学童期20.2%
 - ・里親等委託児童数 24人
 - ・里親登録者数 77名
 - ・ファミリーホーム 1か所

【今後の取組】

- ①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
 - ・児童相談所における里親養育支援児童福祉司の配置等、里親養育支援機能の充実を図る
 - ・今後、将来的なフォスタリング業務の包括的委託を視野に、里親支援機関(現在、日赤富山県支部)の支援機能の充実を図る(里親リクルートの強化、里親研修等による専門性の向上とともに、児童相談所との連携を推進する
 - ・里親の新規開拓・専門性の向上を図る

計画期間:2020(令和2)年度~2029(令和11)年度
(前期)2020(令和2)年度~2024(令和6)年度
(後期)2025(令和7)年度~2029(令和11)年度



＜策定スケジュール＞

| | | | |
|----|-----|--------------|---------|
| R元 | 8月 | 第1回検討委員会 | 意見聴取 |
| | 11月 | 第2回検討委員会 | 計画素案の審議 |
| | 12月 | パブリックコメント | |
| R2 | 1月 | 施設や里親会への意見聴取 | |
| | | 第3回検討委員会 | 計画案の審議 |

6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

【現状】

- ・児童相談所及び里親支援機関による相談支援の実施
- ・民間あっせん機関なし

【今後の取組】

- ・特別養子縁組を希望する里親への情報提供等、支援を行う
- ・民法改正(養子候補者の上限年齢引き上げ等)に適切に対応する

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

【現状】

- ①施設で養育が必要な子ども数
 - ・施設入所児童数 106人(H30末)
 - ・乳児院 8人
 - ・児童養護施設 98人

【今後の取組】

- ①施設で養育が必要な子ども数の見込
 - ・人口減少や里親等委託の推進により、減少することが見込まれる

- ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
 - ＜小規模化・地域分散化＞(高岡愛育園)施設敷地内2棟3ユニット(8人)(他の施設)取組なし
 - ※ ルンビニ園 H20.23.24 各棟改築を行ったばかり(大舎制)

＜高機能化・多機能化・機能転換＞今後の課題

目標指標

| | |
|--------------------------------|------------------|
| 乳児院・児童養護施設における小規模・高機能化された生活単位数 | [R1]3⇒[R6]増加 |
| 里親支援専門相談員設置施設数 | [R1]0⇒[R6]設置を目指す |
| 児童家庭支援センター設置数 | [R1]0⇒[R6]設置を目指す |

目標指標

| | | | |
|----------|-----|----|-----|
| 受託里親等世帯数 | H30 | R6 | R11 |
| | 20 | 30 | 40 |

- ②里親やファミリーホームへの委託子ども数等の見込み
 - ・家庭養育優先原則の実現に向けて、里親等委託を推進する

| | |
|---------|-------------------|
| 目標指標 | 里親委託率 |
| | H30 R6 R11 |
| 3歳未満 | 30.8% 46.0% 66.7% |
| 3歳以上就学前 | 4.3% 35.0% 66.7% |
| 学童期以降 | 20.2% 27.0% 33.3% |
| 全体 | 18.5% 30.0% 40.0% |

8 一時保護改革

【現状】

- ・児童相談所一時保護所 定員:富山12人、高岡8人
- ・一時保護件数・延べ日数 (H30)111件・2,982日
- ・乳幼児は乳児院に委託し、低年齢児については、児童養護施設等に一時保護委託もしている
- ・一時保護委託件数・延べ日数 (H30)27件・658日(上記の内数)

【今後の取組】

- ・一時保護所が代替養育の場であることを考慮し、個別性や学習への配慮、居住性の向上等、子どもの生活環境の充実を図る
- ・一時保護所全体の定員増が必要な状況ではないが、様々な背景を持つ子どもに対応するため、里親、乳児院、児童養護施設等への一時保護委託も活用し、十分な体制を確保する
- ・一時保護所職員の専門性の向上を図る
- ・権利擁護に配慮し保護児童の意見表明の機会を確保する
- ・第三者評価の導入を検討する

9 社会的養護自立支援の推進

【現状】

- ・社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施
- ・自立援助ホーム 1箇所

【今後の取組】

- ・引き続き取り組むとともに、制度を周知し、利用を促進する
- ・引き続き自立援助ホームを支援する。

10 児童相談所の強化等

【現状】

- ①児童相談所の体制
 - ＜人員＞
 - ・児童福祉司28人
 - ・児童心理司14人
 - ・法定研修(所長研修、児童福祉司任用後研修、SV研修等)の実施、受講促進
 - ・専門機関研修等への職員派遣
 - ・今年度は保護者支援プログラム等に関する研修を県主催で実施
 - ＜施設＞
 - ・児童相談所 2か所(富山、高岡)
 - ・業後相当の年数
 - ・(富山)S56移転改築(築38年)
 - ・(高岡)S54移転改築(築40年)
 - ・近年の職員増員により、事務室・会議室が狭小化
 - ＜その他＞
 - ・情報管理システムの導入
- ②中核市児童相談所
 - ・設置はありません

【今後の取組】

- ①児童相談所の体制強化
 - ＜人員＞
 - ・児童福祉法改正等を踏まえ、更に人員体制を強化する
 - ・市町村支援担当、里親養育支援担当児童福祉司の配置を検討する(再掲)
 - ・医師・保健師配置、弁護士との協力
 - ・職員の専門性の向上のため、専門機関の研修受講や県主催研修の充実
 - ・人事異動は、研修効果の持続性や将来のスーパーバイザー(5年経験者)候補の育成の観点から、児童相談所で業務経験を積めるよう配慮
 - ＜施設＞
 - ・建物の拡充等を検討する
 - ＜その他＞
 - ・児童相談所と市町村の情報共有のあり方について検討する(再掲)
 - ・里親業務の評価の実施検討
- ②中核市における児童相談所の設置等の課題
 - ・富山市では、必要な人材確保や育成等の課題もあり、現時点では設置を考えていません

目標指標

| | | | |
|------------------|-----|----|----|
| 児童福祉司数 | H31 | R4 | R6 |
| | 28 | | |
| うち児童福祉司スーパーバイザー数 | 5 | | |
| うち市町村支援児童福祉司数 | 0 | | |
| うち里親養育支援児童福祉司数 | 0 | | |
| 児童心理司数 | 14 | | |

国の定める配置基準を満たす

富山県ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）の策定について

令和3年1月に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」（第4次、計画期間：令和2～6年度）を策定しました。

1 計画策定の趣旨

ひとり親は、生計と家事育児を一人で担い、多くの困難に直面している。加えて、新型コロナウイルスに伴う経済的、精神的影響は大きく、ひとり親家庭の自立や生活安定に向けた支援の重要性を改めて浮き彫りにした。

このような状況から、県では、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援をより充実・強化するため、本県の現状や新型コロナウイルスの影響によるひとり親家庭の実態も踏まえつつ、国の基本方針に即し新たな施策等を盛り込んだ計画に改定することとした。

2 計画の概要

- (1) 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間
- (2) 目標 ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができる社会づくり
- (3) 施策の展開 平常時と併せて、災害や感染症の流行など非常時の対応にも留意しながら、「5つの基本的施策」を柱に各種取組みを進める。

| 基本的施策 | 具体的施策（下線は新たに追加） |
|-----------------------|--|
| ① 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化 | 母子・父子自立支援員等の資質向上 支援施策の広報、周知及び相談機会の充実 相談支援機関、 <u>民間団体等との連携による相談体制の充実</u> <u>非常時における情報提供体制の強化</u> |
| ② 就業支援の積極的推進 | <u>女性就業支援センターによる支援</u> 養成機関での資格取得の積極的支援 |
| ③ 子育て・生活支援策の充実強化 | 子どもの学習支援 <u>こども食堂の取組みへの支援</u> |
| ④ 養育費確保及び面会交流の推進 | <u>面会交流にかかる個別支援の実施</u> |
| ⑤ 経済的支援の推進 | 児童扶養手当の支給 母子父子寡婦福祉資金の貸付 <u>非常時における各種支援制度の活用</u> |

3 計画策定までの経過

- H30. 8～9 富山県ひとり親家庭等実態調査の実施
- R 2. 2 第1回検討委員会開催【施策状況、実態調査結果報告、施策体系の検討】
- R 2. 8 ひとり親家庭実態アンケートの実施【新型コロナウイルスの影響把握】
- R 2.10 第2回検討委員会開催【素案の協議】
- R 2.11 パブリックコメント実施
- R 2.12 第3回検討委員会開催【最終案検討】